

## I 大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

### 1 教育に関する目標を達成するための措置

#### (1) 教育内容及び教育の成果等に関する目標を達成するための措置

##### ○学生の受入れ

- ・ ホームページの整備などによりアドミッション・ポリシーを広く周知するとともに、高等学校と大学、大学と大学院の接続の円滑化を図るため、入学志願者に対する説明会の実施方法や内容の検証を行い、見直しを図る。
- ・ 入学者選抜方法が、アドミッション・ポリシーに則して必要な能力・適性を把握する上で適切なものになっているか検証を行い、必要に応じて見直しを図る。

##### ○教育課程、教育方法及び教育の成果

###### (学士課程)

- ・ 教育課程の編成にあたっては、特色GPの成果である上越教育大学スタンダードを踏まえ、学生が各学年・卒業までに修得すべき到達目標、身につけるべき能力を明確にし、それらに基づいたカリキュラムの改善を行う。
- ・ バランスのとれた専門的な能力と実践的な指導力などを身につけさせるため、教養教育を専門教育と関連づけて学べる内容とするとともに、体験的な学び、異文化理解及び学際的な学びの機会を充実する。
- ・ 教員就職に向けた組織的なキャリア教育と教員採用の全国的動向を適切に把握し、きめ細かな就職指導により、学生の教職への意欲を高め、教員採用試験の受験率を向上させるとともに、進学者を除いた教育関連機関就職率を70%以上とする。
- ・ 教育委員会をはじめ、学校教育現場等の関係者との緊密な意見交換の場を設けるとともに、卒業生への教育の成果・効果に関する調査等を実施し、カリキュラムの改善や講義内容の充実に努める。

###### (大学院課程)

###### [修士課程]

- ・ 現職教員については、各人の研修課題の解決に資するとともに、専修免許の取得に加え、学校教育現場の様々な教育課題に対応できる高度な実践的指導力を養成するため、教育に関する臨床的研究を通じ、理論と実践を融合できる能力の育成を図る。
- ・ 現職教員以外の学生については、教員としての基本的資質能力を踏まえた上で、初等中等教育の場において創造的な教育・研究に取り組む力量と、高度な実践的指導力を養成する。また、現職教員を対象とした場合と同様に、臨床的な研究を通じて理論と実践を融合できる能力の育成という観点から、学校教育現場における臨床的研究を重視する。

- ・ 教育職員免許取得プログラム受講生については、教員養成系大学・学部以外の出身者も含む様々な学部段階での学びを基礎として、初等中等教育の場において創造的な教育・研究に取り組む力量と高度な実践的指導力を持った、特色ある多様な人材を教員として養成する。
- ・ 教育職員免許取得プログラムについては、制度発足から10年を超える平成27年度をめどに、募集定員や入試方法をも含め、プログラム全体の総括的な検証を行い、必要に応じて改善する。

#### [専門職学位課程]

- ・ 学部段階で教員としての基礎的・基本的な資質能力を習得した者については、より実践的な指導力・展開力を備え、学校づくりの有力な一員となり得る新人教員を養成する。
- ・ 一定の教職経験を有する現職教員については、地域や学校における指導的役割を果たし得る、確かな指導理論と優れた実践力・応用力を備えた中核的中堅教員を養成する。
- ・ フィールドワークの場となる実習施設（連携協力校等）の拡充と効果的な運用を図る。

#### [共通]

- ・ 現職教員以外の教員志望の学生に対しては、教員就職に向けた組織的なキャリア教育ときめ細かな就職指導を行う。
- ・ 教育委員会をはじめ、学校教育現場等の関係者との緊密な意見交換の場を設けるとともに、修了生への教育の成果・効果に関する調査等を実施し、カリキュラムの改善や講義内容の充実に努める。

#### ○成績評価等

- ・ 適切・厳格な成績評価を行うため、教員が責任を持って成績評価を行う仕組みを整備し、学生の学習意欲や授業等の教育効果を高める工夫を行う。

## (2) 教育の実施体制等に関する目標を達成するための措置

#### ○教職員の配置

- ・ 社会のニーズや教育現場の動向、学生の修学上の利便を考慮し、必要に応じて教職員の組織や配置の見直しを図る。
- ・ 実務経験者や専門知識・経験の豊かな人材を積極的に活用した教育組織を構築する。

#### ○教育環境の整備

- ・ 教育に必要な図書等の資料・情報、多様な授業形態に対応できる教室設備等及び情報ネットワーク等について、積極的に改善を図る。

○教育の質の改善、教育研究システムの改善

- ・ 学生による授業評価、教員の自己評価及び授業公開等による教員の相互評価の一層の充実・促進を図り、授業の質の向上や改善につなげる。
- ・ 学外者による外部評価を導入し、その結果を教育活動に反映するシステムを整備する。
- ・ 附属学校及び地域の小中学校等と一層の連携協力体制を深め、教育実習を始めとする学校教育現場での実地教育、教育現場をフィールドとする実践授業や臨床的研究等における密接なパートナーとしての関係を強化する。

**(3) 学生への支援に関する目標を達成するための措置**

- ・ クラス担当教員や指導教員等及び支援組織による学習・生活相談、助言、支援、キャリアカウンセリングの現状を検証し、見直しを行う。
- ・ 学習支援・生活支援・就職支援等を含めた総合的な学生支援システムを整備し、入学から卒業まで大学全体で一貫して能動的に対応・支援できる体制を整える。
- ・ 卒業生・修了生からのニーズに応じて、各種情報提供・相談等の支援を実施する。
- ・ 学生宿舎等学生の居住環境及びキャンパスライフの利便性を向上させる福利厚生事業を整備・充実する。

**2 研究に関する目標を達成するための措置**

**(1) 研究水準及び研究の成果等に関する目標を達成するための措置**

- ・ 連合大学院（博士課程）を構成する大学として、現代的教育課題の解明や解決に資する臨床的研究と教育活動の基礎となる教科専門領域の研究を推進する。
- ・ 教育現場が抱えている諸課題やニーズに対応した研究を推進するため、附属学校をはじめ近隣地域の小・中学校教員との連携によるプロジェクト研究等を毎年15件以上実施する。
- ・ 研究の成果は、学会、研究会、シンポジウム及び講演会等を通じて積極的に公開し、学校現場における教育実践に還元するとともに、教員養成カリキュラムの改善に活用する。

**(2) 研究実施体制等に関する目標を達成するための措置**

- ・ 本学が重点的に推進するプロジェクト研究に任期付きの研究員を配置する。
- ・ 現代的教育課題の解決に向けて、教育委員会や学校現場と連携して研究を推進する体制の充実に努める。
- ・ 社会的要請の高い研究や先導的な研究の推進と研究成果を積極的に社会に公表するための支援体制を強化する。
- ・ 若手研究者の育成奨励策として、若手教員が行う研究に対し毎年10件以上の助成をする。

### 3 その他の目標を達成するための措置

#### (1) 社会との連携や社会貢献に関する目標を達成するための措置

- ・ 本学に対する地域社会の要請に的確に対応するため、学内外のネットワークを用いて、地域社会、市民の目指すものと本学の人的資源を結びつけ、地域社会づくりを支援する。
- ・ 知的・人的・物的資源の地域社会への還元を図るため、公開講座・出前講座を開設するとともに、図書館等の施設利用を促進する。
- ・ 本学の知的・人的・物的資源を通して、地域の大学等との連携及び協力を進める。

#### (2) 国際化に関する目標を達成するための措置

- ・ 海外協定校等との連携などにより、積極的に留学生を受入れ、学生団体、地域団体との連携により、日本人学生及び地域社会と留学生との交流活動を推進する。
- ・ 学生及び教員の海外派遣及び海外協定校等との学術交流を推進する。また、これらの活動を行うための支援制度・体制を整備する。

#### (3) 附属学校に関する目標を達成するための措置

- ・ 附属学校の教育実践と、大学の教員養成・教員研修の双方にメリットを生むだけでなく、学校教育現場の課題解決や新たなニーズに対応可能な教育研究を進め、その研究成果を公開・発信する。
- ・ 学校運営に関する自己点検・評価を行うとともに、学校評議員制度等を活用し、学校運営の改善を進める。

## II 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置

### 1 組織運営の改善に関する目標を達成するための措置

- ・ 学長を補佐する体制や情報の共有に留意し、機動的な組織の実現や制度の整備を行う。
- ・ 大学教員について、教職経験者の採用を積極的に進め、3割以上が教職経験者であることを維持する。
- ・ 男女共同参画を推進する観点から、大学教員の2割以上が女性であることに配慮しつつ、女性教職員が活躍できる環境づくりを推進する。
- ・ 教育、研究、社会貢献、学内貢献等を全学的に評価し、その結果を反映させるシステムを担保すべく、必要な見直しを図りつつ資源配分を行う。
- ・ 限られた人的資源を最大限活用するため、適切な人材評価を実施し、組織の活性化に資する。

### 2 事務等の効率化・合理化に関する目標を達成するための措置

- ・ 業務を精査し合理化等に取り組むことで、業務効率の向上を進める。
- ・ 専門的知識を取得する研修や大学運営上有意義なものとなる研修の受講を促し、毎年、事務系職員の2割以上（延べ受講者数／事務系職員数）を受講させる。

- ・ 事務系職員のキャリアアップと組織の活性化を図るため、他機関との人事交流を行う。

### Ⅲ 財務内容の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置

#### 1 外部研究資金、寄附金その他の自己収入の増加に関する目標を達成するための措置

- ・ 科学研究費補助金についてはその獲得に積極的に取り組み、申請を促すための効果的な支援体制を強化し、平成21年度に比し中期目標期間中に申請件数20%増の達成を目指す。

#### 2 経費の抑制に関する目標を達成するための措置

##### (1) 人件費の削減

- ・ 「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」（平成18年法律第47号）に基づき、国家公務員に準じた人件費改革に取り組み、平成18年度からの5年間において、△5%以上の人件費削減を行う。更に、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」（平成18年7月7日閣議決定）に基づき、国家公務員の改革を踏まえ、人件費改革を平成23年度まで継続する。

##### (2) 人件費以外の経費の削減

- ・ 業務の効率化・合理化を進め、経費を抑制するための見直しを随時行う。
- ・ 省エネルギー効果の高い設備への更新、複数年契約など、経費の抑制が見込まれる契約方法等について、可能なものから実施する。また、コスト意識を高めるための情報を適宜公表し、学内啓発活動を行う。

#### 3 資産の運用管理の改善に関する目標を達成するための措置

- ・ 大学運営資金の運用を安全かつ効果的に行い、収入の確保に努める。
- ・ 保有資産について効率的な活用を行うため随時検証を行い、情報の共有化を進める。

### Ⅳ 自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標を達成するためにとるべき措置

#### 1 評価の充実に関する目標を達成するための措置

- ・ 自己点検・評価は、必要に応じて評価基準・観点の見直しを行い、実施する。
- ・ 教員の教育・研究活動及び社会との連携に関する状況については、各教員ごとに自己点検・評価を実施する。
- ・ 自己点検・評価等の評価結果に基づき、改善計画を策定し、実施した成果を検証する。

## **2 情報公開や情報発信等の推進に関する目標を達成するための措置**

- ・ 多様な媒体を効果的に活用して、社会に分かりやすい形式で正確、迅速に提供する。
- ・ 社会から大学の発展に資する建設的な意見を得られやすくするよう、環境を整備し、その意見を積極的に活用する。

## **V その他業務運営に関する重要目標を達成するためにとるべき措置**

### **1 施設設備の整備・活用等に関する目標を達成するための措置**

- ・ 新たな教育研究動向や施設設備に関するニーズの変化に対応するとともに、地球環境保護に配慮した整備を行う。
- ・ エネルギーを使用する事業者として、地球環境負荷の低減に努める。

### **2 安全管理に関する目標を達成するための措置**

- ・ 保健管理センターにおける心身の健康相談機能を強化する。
- ・ 学生等及び教職員に対し、安全や健康に関する研修、教育、訓練や啓発活動等を実施する。
- ・ 学生等の安全・安心な環境確保のために、関係行政機関等との連携を図るなど、危機管理体制を充実させる。
- ・ 本学における情報通信システムの整備及び社会的状況の変化に即し、情報セキュリティポリシーを見直す。
- ・ 情報セキュリティ対策に関する意識向上を図るため、継続的に啓発活動等を実施する。

### **3 法令遵守に関する目標を達成するための措置**

- ・ 経営協議会における審議事項や、外部資金及び各種研究経費の使用にあたっては、法令を遵守し、社会からの信頼確保に努める。

## **VI 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画**

### **別紙参照**

## **VII 短期借入金の限度額**

### **1 短期借入金の限度額**

8億円

### **2 想定される理由**

運営費交付金の受け入れ遅延及び事故の発生等により緊急に必要となる対策費として借り入れることが想定されるため。

## VII 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画

(重要な財産を譲渡する計画)

山屋敷地区の土地の一部(新潟県上越市山屋敷町1番地2,877.98㎡)を譲渡する。

## IX 剰余金の使途

決算において剰余金が発生した場合は、教育研究の質の向上及び組織運営の改善に充てる。

## X その他

### 1 施設・設備に関する計画

施設・設備の内容	予定額 (百万円)	財 源
・小規模改修	総額 150	国立大学財務・経営センター 施設費交付金 (150)

(注1) 施設・設備の内容、金額については見込みであり、中期目標を達成するために必要な業務の実施状況等を勘案した施設・設備の整備や老朽度合等を勘案した施設・設備の改修等が追加されることもある。

(注2) 小規模改修について平成22年度以降は平成21年度同額として試算している。

なお、各事業年度の施設整備費補助金、国立大学財務・経営センター施設費交付金については、事業の進展等により所要額の変動が予想されるため、具体的な額については、各事業年度の予算編成過程等において決定される。

### 2 人事に関する計画

- ・ 大学教員については、本学の特性を踏まえ、学校教育現場における教職経験者の採用を積極的に進める。また、若手研究者に対する支援策を講じ、育成を図る。
- ・ 事務系職員の資質・能力の向上と組織の活性化を図るため、専門的知識の取得や大学運営上有意義な各種研修へ積極的に参加させるとともに、他機関との人事交流を行う。
- ・ 限られた人的資源を最大限活用するため、適切な人材評価を実施し、使命達成意欲の向上を図り、組織の活性化に資する。
- ・ 男女共同参画を推進する観点から、女性教職員が活躍できる環境づくりを推進する。

(参考) 中期目標期間中の人件費総額見込み 16,624百万円(退職手当は除く。)

### **3 中期目標期間を超える債務負担**

予定なし。

### **4 積立金の使途**

前中期目標期間繰越積立金については、次の事業の財源に充てる。

- ・ 教育、研究に係る業務及びその附帯業務

別表（収容定員）

平成 22 年度	学校教育学部	640人
	学校教育研究科	600人 〔うち修士課程 500人 専門職学位課程 100人〕
平成 23 年度	学校教育学部	640人
	学校教育研究科	600人 〔うち修士課程 500人 専門職学位課程 100人〕
平成 24 年度	学校教育学部	640人
	学校教育研究科	600人 〔うち修士課程 500人 専門職学位課程 100人〕
平成 25 年度	学校教育学部	640人
	学校教育研究科	600人 〔うち修士課程 500人 専門職学位課程 100人〕
平成 26 年度	学校教育学部	640人
	学校教育研究科	600人 〔うち修士課程 500人 専門職学位課程 100人〕
平成 27 年度	学校教育学部	640人
	学校教育研究科	600人 〔うち修士課程 500人 専門職学位課程 100人〕

(別紙) 予算 (人件費の見積りを含む。)、収支計画及び資金計画

1. 予算

平成22年度～平成27年度 予算

(単位：百万円)

区 分	金 額
収入	
運営費交付金	18,582
施設整備費補助金	0
船舶建造費補助金	0
国立大学財務・経営センター施設費交付金	150
自己収入	5,540
授業料及び入学料検定料収入	4,923
附属病院収入	0
財産処分収入	0
雑収入	617
産学連携等研究収入及び寄附金収入等	662
長期借入金収入	0
計	24,934
支出	
業務費	24,122
教育研究経費	24,122
診療経費	0
施設整備費	150
船舶建造費	0
産学連携等研究経費及び寄附金事業費等	662
長期借入金償還金	0
計	24,934

**【人件費の見積り】**

中期目標期間中総額16,624百万円を支出する。(退職手当は除く。)

注) 人件費の見積りについては、平成23年度以降は平成22年度の人件費見積り額を踏まえ試算している。

注) 退職手当については、国立大学法人上越教育大学役員退職手当規程及び同職員退職手当規程に基づいて支給することとするが、運営費交付金として交付される金額については、各事業年度の予算編成過程において国家公務員退職手当法に準じて算定される。

## [運営費交付金の算定方法]

○ 毎事業年度に交付する運営費交付金は、以下の事業区分に基づき、それぞれに対応した数式により算定して決定する。

### I [一般運営費交付金対象事業費]

- ① 「教育研究等基幹経費」：以下の事項にかかる金額の総額。E (y - 1) は直前の事業年度におけるE (y)。
- ・ 学部・大学院の教育研究に必要な教職員のうち、設置基準に基づく教員にかかる給与費相当額及び教育研究経費相当額。
  - ・ 附属学校の教育研究に必要な教職員のうち、標準法に基づく教員にかかる給与費相当額。
- ② 「その他教育研究経費」：以下の事項にかかる金額の総額。F (y - 1) は直前の事業年度におけるF (y)。
- ・ 学部・大学院及び附属学校の教育研究に必要な教職員（①にかかる者を除く。）の  
人件費相当額及び教育研究経費。
  - ・ 附属施設等の運営に必要となる教職員の  
人件費相当額及び事業経費。
  - ・ 法人の管理運営に必要な職員（役員を含む）の  
人件費相当額及び管理運営経費。
  - ・ 教育研究等を実施するための基盤となる施設の  
維持保全に必要となる経費。

### [一般運営費交付金対象収入]

- ③ 「基準学生納付金収入」：当該事業年度における入学定員数に入学料標準額を乗じた額及び収容定員数に授業料標準額を乗じた額の総額。（平成22年度入学料免除率で算出される免除相当額及び平成22年度授業料免除率で算出される免除相当額については除外。）
- ④ 「その他収入」：検定料収入、入学料収入（入学定員超過分等）、授業料収入（収容定員超過分等）及び雑収入。平成22年度予算額を基準とし、第2期中期目標期間中は同額。

### II [特別運営費交付金対象事業費]

- ⑤ 「特別経費」：特別経費として、当該事業年度において措置する経費。

### III [特殊要因運営費交付金対象事業費]

- ⑥ 「特殊要因経費」：特殊要因経費として、当該事業年度において措置する経費。

$$\text{運営費交付金} = A(y) + B(y) + C(y)$$

1. 毎事業年度の一般運営費交付金は、以下の数式により算定する。

$$A(y) = E(y) + F(y) - G(y)$$

$$(1) E(y) = E(y-1) \times \beta \text{ (係数)}$$

$$(2) F(y) = \{F(y-1) \times \alpha \text{ (係数)}\} \times \beta \text{ (係数)} \pm S(y) \pm T(y) \pm U(y)$$

$$(3) G(y) = G(y)$$

---

E (y) : 教育研究等基幹経費 (①) を対象。

F (y) : その他教育研究経費 (②) を対象。

G (y) : 基準学生納付金収入 (③)、その他収入 (④) を対象。

S (y) : 政策課題等対応補正額。

新たな政策課題等に対応するための補正額。各事業年度の予算編成過程において当該事業年度における具体的な額を決定する。

T (y) : 教育研究組織調整額。

学部・大学院等の組織整備に対応するための調整額。

各事業年度の予算編成過程において当該事業年度における具体的な調整額を決定する。

U (y) : 施設面積調整額。

施設の経年別保有面積の変動に対応するための調整額。

各事業年度の予算編成過程において当該事業年度における具体的な調整額を決定する。

2. 毎事業年度の特別運営費交付金は、以下の数式により算定する。

$$B(y) = H(y)$$

---

H (y) : 特別経費 (⑤) を対象。なお、本経費には新たな政策課題等に対応するために必要となる経費を含み、当該経費は各事業年度の予算編成過程において当該事業年度における具体的な額を決定する。

3. 毎事業年度の特種要因運営費交付金は、以下の数式により算定する。

$$C(y) = I(y)$$

---

I (y) : 特種要因経費 (⑥) を対象。なお、本経費には新たな政策課題等に対応するために必要となる経費を含み、当該経費は各事業年度の予算編成過程において当該事業年度における具体的な額を決定する。

#### 【諸係数】

$\alpha$  (アルファ) : 大学改革促進係数。

第2期中期目標期間中に各国立大学法人における組織改編や既存事業の見直し等を通じた大学改革を促進するための係数。

現時点では確定していないため、便宜上平成22年度予算編成時と同様の考え方で $\Delta 1.0\%$ とする。

なお、平成23年度以降については、今後の予算編成過程において具体的な係数値を決定する。

$\beta$  (ベータ) : 教育研究政策係数。

物価動向等の社会経済情勢等及び教育研究上の必要性を総合的に勘案して必要に応じ運用するための係数。

各事業年度の予算編成過程において当該事業年度における具体的な係数値を決定する。

注) 中期計画における運営費交付金は上記算定方法に基づき、一定の仮定の下に試算されたものであり、各事業年度の運営費交付金については、予算編成過程において決定される。

なお、「特別運営費交付金」及び「特殊要因運営費交付金」については、平成23年度以降は平成22年度と同額として試算しているが、教育研究の進展等により所要額の変動が予想されるため、具体的な額については、各事業年度の予算編成過程において決定される。

注) 国立大学財務・経営センター施設費交付金は、「施設・設備に関する計画」に記載した額を計上している。

注) 自己収入並びに産学連携等研究収入及び寄附金収入等については、平成22年度の受入見込額により試算した収入予定額を計上している。

注) 業務費については、中期目標期間中の事業計画に基づき試算した支出予定額を計上している。

注) 産学連携等研究経費及び寄附金事業費等は、産学連携等研究収入及び寄附金収入等により行われる事業経費を計上している。

注) 上記算定方法に基づく試算においては、「教育研究政策係数」は1とし、「政策課題等対応補正額」、「教育研究組織調整額」、「施設面積調整額」については、0として試算している。

## 2. 収支計画

### 平成22年度～平成27年度 収支計画

(単位：百万円)

区 分	金 額
費用の部	24,784
経常費用	24,784
業務費	23,324
教育研究経費	4,698
診療経費	0
受託研究費等	555
役員人件費	376
教員人件費	13,126
職員人件費	4,569
一般管理費	1,245
財務費用	0
雑損	0
減価償却費	215
臨時損失	0
収入の部	24,784
経常収益	24,784
運営費交付金収益	18,500
授業料収益	3,844
入学金収益	789
検定料収益	157
附属病院収益	0
受託研究等収益	555
寄附金収益	107
財務収益	0
雑益	617
資産見返負債戻入	215
臨時利益	0
純利益	0
総利益	0

注) 受託研究費等は、受託事業費、共同研究費及び共同事業費を含む。

注) 受託研究等収益は、受託事業収益、共同研究収益及び共同事業収益を含む。

### 3. 資金計画

#### 平成22年度～平成27年度 資金計画

(単位：百万円)

区 分	金 額
資金支出	24,974
業務活動による支出	24,205
投資活動による支出	729
財務活動による支出	0
次期中期目標期間への繰越金	40
資金収入	24,974
業務活動による収入	24,784
運営費交付金による収入	18,582
授業料及び入学金検定料による収入	4,923
附属病院収入	0
受託研究等収入	555
寄附金収入	107
その他の収入	617
投資活動による収入	150
施設費による収入	150
その他の収入	0
財務活動による収入	0
前中期目標期間よりの繰越金	40

注) 施設費による収入には、独立行政法人国立大学財務・経営センターにおける施設費交付事業にかかる交付金を含む。